【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の十五**　法第百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、法第百四十六条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百三十五条第一項 | 本店 | 本店（会員金融商品取引所にあっては、主たる事務所） |
| 第九百三十七条第四項 | 支店 | 支店（会員金融商品取引所にあっては、従たる事務所） |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の十五**　法第百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、法第百四十六条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百三十五条第一項 | 本店 | 本店（会員金融商品取引所にあっては、主たる事務所） |
| 第九百三十七条第四項 | 支店 | 支店（会員金融商品取引所にあっては、従たる事務所） |

（改正前）

（新設）